

○安曇野市人権教育推進委員会設置規則

平成17年10月1日教育委員会規則第27号

改正

平成18年3月29日教委規則第11号

安曇野市人権教育推進委員会設置規則

(設置)

第1条 安曇野市における人権教育の推進を図るため、安曇野市人権教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 この委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権教育の推進・徹底に関すること。
- (2) 各地域における人権教育推進組織の育成・強化に関すること。
- (3) 各人権教育推進組織相互の連携に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、各区及び団体等から推薦され、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長3人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(小委員会)

第7条 委員会に必要に応じて、小委員会を置くことができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定にかかわらず、この規則施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成18年3月29日教委規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。